（その他記載上の注意）

１．一般的事項

⑴　上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

⑵　実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

２．申請者

⑴　実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。

⑵　氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

（別表）（申請金融機関等一単体）

		年　月 末実績	年　月 末実績	年　月 末実績 ／実績 見込み	年　月 末計画	年　月 末計画	年　月 末計画	年　月 末計画	年　月 末計画	年　月 末計画
資産・負債・純資産の部（平均残高）	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち出資金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己優先出資、処分未済持分									